

新			旧		
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ↳ 13	(略)	(略)	1 ↳ 13	(略)	(略)
14	一 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号。以下この項において「法」という。)、埼玉県屋外広告物条例(昭和五十年埼玉県条例第四十二号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～16(略)	<u>各市町村(さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、春日部市、越谷市、戸田市、新座市、八潮市及び三郷市を除く。)</u>	14	一 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号。以下この項において「法」という。)、埼玉県屋外広告物条例(昭和五十年埼玉県条例第四十二号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～16(略)	<u>行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高</u>

新			旧		
					<u>市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、各町村</u>
	二 (略)	(略)		二 (略)	(略)
	三 (略)	(略)		三 (略)	(略)
15 ～ 22	(略)	(略)	15 ～ 22	(略)	(略)
23	一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一 号。以下この項において「法」という。）に 基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第十五条第一項の規定による届出の 受理（ <u>市町村に置かれる建築主事等（法第 六条第一項の建築主事等をいう。）</u> の確認 の対象となる建築物に係るものに限る。） 2 (略)	(略)	23	一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一 号。以下この項において「法」という。）に 基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第十五条第一項の規定による届出の 受理（ <u>法第四条第一項若しくは第二項又は 第九十七条の二第一項の規定により市町 村に置かれる建築主事</u> の確認の対象とな る建築物に係るものに限る。） 2 (略)	(略)
	二 (略)	(略)		二 (略)	(略)
24 ～ 32	(略)	(略)	24 ～ 32	(略)	(略)
33	一～四 (略)	(略)	33	一～四 (略)	(略)
	五 法に基づく区画整理会社が施行する土地 区画整理事業に関する事務（一の市町村の区 域に属するものに限る。）のうち、次に掲げ るもの 1～12 (略)	行田市、飯 能市、狭山 市、上尾 市、戸田 市、志木 市、新座		五 法に基づく区画整理会社が施行する土地 区画整理事業に関する事務（一の市町村の区 域に属するものに限る。）のうち、次に掲げ るもの 1～12 (略)	行田市、飯 能市、狭山 市、上尾 市、戸田 市、志木 市、新座

新			旧		
		市、久喜市、八潮市、富士見市、 <u>三郷市</u> 、日高市、吉川市			市、久喜市、八潮市、富士見市、日高市、吉川市
	六 (略)	(略)		六 (略)	(略)
34 ↳ 49	(略)	(略)	34 ↳ 49	(略)	(略)
50	一 (略)	(略)	50	一 (略)	(略)
	二 法に基づく事務のうち、法第四条第三項の規定による公表	伊奈町、三芳町、滑川町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、 <u>ときがわ町</u> 、東秩父村、神川町、上里町		二 法に基づく事務のうち、法第四条第三項の規定による公表	伊奈町、三芳町、滑川町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村、神川町、上里町
51	一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。以下この項において「法」という。)に基づく事務(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十二条の二第一項の地域密着型介護サービス費又は同法第五十四条の二第一項の地域密着型介護予防サービス費に係る事業又は施設に係るものに限る。)のうち、法第十四条から第十四条の三まで、第十五条第二項、第十五条の二第一項及び第十六条第一項の規定による届出の受理	熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、 <u>飯能市</u> 、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、戸田市、朝霞市	51	一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。以下この項において「法」という。)に基づく事務(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十二条の二第一項の地域密着型介護サービス費又は同法第五十四条の二第一項の地域密着型介護予防サービス費に係る事業又は施設に係るものに限る。)のうち、法第十四条から第十四条の三まで、第十五条第二項、第十五条の二第一項及び第十六条第一項の規定による届出の受理	熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、戸田市、朝霞市、志木市

新			旧		
		市、志木市、久喜市、富士見市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、美里町、神川町、上里町			市、久喜市、富士見市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、美里町、神川町、上里町
	二 法に基づく事務(介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イの第一号訪問事業又は同号口の第一号通所事業に係るものに限る。)のうち、法第十四条から第十四条の三まで、第十五条第二項、第十五条の二第一項及び第十六条第一項の規定による届出の受理	<u>行田市</u> 、 <u>秩父市</u> 、 <u>飯能市</u> 、加須市、本庄市、羽生市、朝霞市、志木市、富士見市、吉川市、美里町、神川町、上里町		二 法に基づく事務(介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イの第一号訪問事業又は同号口の第一号通所事業に係るものに限る。)のうち、法第十四条から第十四条の三まで、第十五条第二項、第十五条の二第一項及び第十六条第一項の規定による届出の受理	<u>秩父市</u> 、加須市、本庄市、羽生市、朝霞市、志木市、富士見市、吉川市、美里町、神川町、上里町
	三～六 (略)	(略)		三～六 (略)	(略)
52 ～ 71	(略)	(略)	52 ～ 71	(略)	(略)
72	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～4 (略)	伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、小川町、横瀬町、 <u>美里</u>	72	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～4 (略)	伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、小川町、横瀬町、上里

新			旧		
		町、上里町、杉戸町、松伏町			町、杉戸町、松伏町
73 ↳ 85	(略)	(略)	73 ↳ 85	(略)	(略)
86	<p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成十年埼玉県条例第五十四号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <p>1～22（略）</p> <p><u>23 条例第十二条の二の規定による申請等の受理</u></p> <p><u>24 条例第十二条の三第一項の規定による処分通知等</u></p> <p><u>25 条例第十三条の規定による縦覧等</u></p>	加須市、本庄市、志木市、久喜市、吉川市	86	<p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成十年埼玉県条例第五十四号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <p>1～22（略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>23 条例第十三条の規定による縦覧及び閲覧</u></p>	加須市、本庄市、志木市、久喜市、吉川市
87 ↳ 102	(略)	(略)	87 ↳ 102	(略)	(略)
103	<p>埼玉県自家用水道条例（昭和三十二年埼玉県条例第二号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1～9（略）</p>	さいたま市、川越市、川口市、行田市、秩父市、所沢市	103	<p>埼玉県自家用水道条例（昭和三十二年埼玉県条例第二号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1～9（略）</p>	さいたま市、川越市、川口市、行田市、秩父市、所沢市

新		旧	
	市、加須 市、 <u>羽生</u> <u>市</u> 、上尾 市、草加 市、越谷 市、戸田 市、朝霞 市、志木 市、和光 市、新座 市、久喜 市、八潮 市、三郷 市、蓮田 市、坂戸 市、幸手 市、鶴ヶ島 市、日高 市、吉川 市、伊奈 町、毛呂山 町、滑川 町、嵐山 町、小川 町、川島 町、吉見 町、鳩山 町、ときが わ町、皆野 町、小鹿野 町、東秩父 村、 <u>美里</u> <u>町</u> 、上里町		市、加須 市、上尾 市、草加 市、越谷 市、戸田 市、朝霞 市、志木 市、和光 市、新座 市、久喜 市、八潮 市、三郷 市、蓮田 市、坂戸 市、幸手 市、鶴ヶ島 市、日高 市、吉川 市、伊奈 町、毛呂山 町、滑川 町、嵐山 町、小川 町、川島 町、吉見 町、鳩山 町、ときが わ町、皆野 町、小鹿野 町、東秩父 村、上里町

新			旧		
104	(略)	(略)	104	(略)	(略)
105	一 (略)	(略)	105	一 (略)	(略)
	二 条例及び建築基準法(以下この項において「法」という。)の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(市町村に置かれる建築主事等(法第六条第一項の建築主事等をいう。))の確認の対象となる建築物に係るものに限る。)	(略)		二 条例及び建築基準法(以下この項において「法」という。)の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第四条第一項若しくは第二項又は第九十七条の二第一項の規定により市町村に置かれる建築主事の確認の対象となる建築物に係るものに限る。)	(略)
	1～3 (略)			1～3 (略)	
	三 (略)	(略)		三 (略)	(略)
	四 条例に基づく事務のうち、条例第五十六条の四ただし書、第五十六条の五第一項第二号、第五十六条の八第四項第二号及び第五十六条の十二の規定による認定(市町村に置かれる建築主事等(法第六条第一項の建築主事等をいう。))の確認の対象となる建築物に係るものに限る。)	(略)		四 条例に基づく事務のうち、条例第五十六条の四ただし書、第五十六条の五第一項第二号、第五十六条の八第四項第二号及び第五十六条の十二の規定による認定(法第四条第一項若しくは第二項又は第九十七条の二第一項の規定により市町村に置かれる建築主事の確認の対象となる建築物に係るものに限る。)	(略)
五 (略)	(略)	五 (略)	(略)		
106 ↳ 113	(略)	(略)	106 ↳ 113	(略)	(略)
114	一 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例(平成二十年埼玉県条例第四十二号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち、条例第十条の規定による認定(市町村に置かれる建築主事等(建築基準法第六条第一項の建築主事等をいう。))の確認の対象となる建築	(略)	114	一 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例(平成二十年埼玉県条例第四十二号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち、条例第十条の規定による認定(建築基準法第四条第一項若しくは第二項又は第九十七条の二第一項の規定により市町村に置かれる建	(略)

新			旧		
	物に係るものに限る。)			<u>築主事</u> の確認の対象となる建築物に係るものに限る。)	
	二 (略)	(略)		二 (略)	(略)
115 ↳ 116	(略)	(略)	115 ↳ 116	(略)	(略)